

阪南市の「重層的支援体制整備事業」 ～誰も一人ぼっちにしない、誰も排除しないまち～

阪南市健康福祉部市民福祉課／阪南市社会福祉協議会
(報告者: 課長代理 金田 益幸 / 事務局次長 猪俣 健一)



◎自治体概要(R6.6.30現在)

面積: 36.17km²

総人口: 50,309人

総世帯数: 24,139世帯

65歳以上人口: 17,482人

高齢化率: 34.75%

15歳未満人口: 4,836人



阪南市全域図

<http://www.city.hannan.lg.jp/>



★包括的相談支援事業

- 地域包括支援センター：委託2か所
- 基幹相談支援センター：直営1か所
- 生活困窮者自立支援機関：委託1か所
- 利用者支援事業(母子保健型)：直営1か所

☆地域づくり支援事業

- ◎地域介護予防活動支援事業：教室事業委託1か所
介護予防拠点委託4か所
- ◎生活支援体制整備事業：委託1か所
- ◎地域活動支援センター：委託1か所
- ◎地域子育て支援拠点事業(一般型)：委託1か所

サービス名	実施主体	所在地
高齢者生活支援センター	市営	西鳥取地区
障害者生活支援センター	委託	西鳥取地区
生活困窮者自立支援機関	委託	西鳥取地区
母子保健型利用者支援事業	直営	西鳥取地区
地域介護予防活動支援事業	委託	西鳥取地区
生活支援体制整備事業	委託	西鳥取地区
地域活動支援センター	委託	西鳥取地区
地域子育て支援拠点事業	委託	西鳥取地区

重層的支援体制整備事業開始までの経緯

年度	阪南市の地域福祉(包括的な支援体制整備)のあゆみ
H10年度	12小学校区に福祉委員会設置 小地域ネットワーク事業開始
H12年度	第1期阪南市地域福祉推進計画及び同実施計画の策定(公民協働計画) ・市町村地域福祉計画と社会福祉協議会の活動計画を協働で策定
H17年度	コミュニティーソーシャルワーカー(CSW)配置促進事業の開始(府事業) ・市内4圏域の社福法人にCSWを各1名配置(地域連携による属性を問わない相談支援事業)
H22～H23年度	安心生活創造事業(国モデル事業:セーフティネット支援対策等事業)の実施 ・災害時要援護者支援登録事業の体制構築(地域での日常の見守りと災害時の安否確認)
H23年度	「第2期阪南市地域福祉推進計画(H24～H28)」策定
H24～H25年度	府介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業(地域支えあい体制づくり事業) ・災害時要援護者支援登録事業のシステム導入、まちなかサロン・介護予防活動などの環境整備
H26～H28年度	買い物支援プロジェクトチーム(市単独事業) ・市内の配達可能な商店情報等の買い物支援マップ作成、買物支援兼ボランティアコーディネーターの配置など
H28年度	「第3期阪南市地域福祉推進計画(H29～R3)」策定 ・地域包括支援センター直営から2か所に増設し、民間委託(2圏域ずつ担当) ・生活支援体制整備事業の開始(社協委託)
H29～R2年度	共生の地域づくり推進事業(国モデル事業) ・地域力強化推進事業(子ども福祉委員・まちなかほっこり相談) ・多機関の協働による包括的支援体制整備事業(共生の地域づくり庁内連携推進会議、くらし丸ごと相談室)
R2年度	生活困窮者自立相談支援事業 直営から受託(社協委託)
R3年度	CSW委託が4社福法人から2つの地域包括支援センター内に配置変更 ・市内4圏域の4名のCSWを、包括に2名ずつ配置し、各圏域を担当する
R3年度	重層的支援体制整備事業移行準備事業(国補助事業) ・多機関協働の取組、アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組、参加支援の取組、庁内連携体制の構築など
R4～	重層的支援体制整備事業 ・世代や属性を問わず断らない包括的支援体制の構築をめざす。
R4年度	「第4期阪南市地域福祉推進計画(R5～R9)」策定 ・重層的支援体制整備事業実施計画、成年後見利用促進基本計画、再犯防止計画を包含 ※コロナ禍で策定年度が1年遅れる

重層事業実施までの経緯の要点整理

	2000～	2011～	2016～	2022～
地域福祉計画	1期	2期	3期	4期
国モデル事業	安心生活創造事業		重層モデル(地域力強化・多機関協働) ⇒移行準備事業	重層事業本格実施
委託の変更			地域包括を直営から民間2法人(社協・医療法人)へ委託	CSWを4法人から地域包括内に委託変更(2021)
人材配置	コミュニティワーカー・CSWの配置		生活支援コーディネーターの配置(社協)	
プロジェクト市単		買い物支援プロジェクト(市・社協)		

考え方：地域福祉の蓄積、公民協働、点検・改善、社協の開発性、現場の実践者の想い、これらをふまえて、モデル事業の積極導入、民間への委託、人材配置等を進めてきました。

阪南市における重層事業の考え方

- 本市では、現場の専門職や地域活動者の課題、思いに基づいて、様々な支え合いの仕組み、連携の仕組みがつくられてきました。
- 国モデルを踏襲するのではなく、蓄積された地域福祉基盤を大切にしながら、『阪南市版の包括的な支援体制づくり』を公民協働で進めます。
- また、これらの仕組みは、常に現場で生じる新たな課題に対応するべく、随時、関係機関の協議・合意のもとで点検・改善を重ねます。
- 行政を中心とした「公」と並んで、阪南市社会福祉協議会を「民」の要として、住民の組織化やネットワーク化、社会資源の開発などの地域福祉推進のための中間支援機関の役割を果たすとともに、行政とともに包括的支援体制づくりを進めるパートナーとして位置づけています。

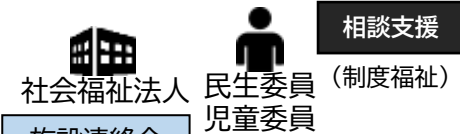
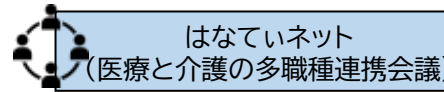
【第4期阪南市地域福祉推進計画（阪南市・阪南市社協）より】

阪南市における地域づくり実践

—漁福連携実践事例と要因の考察—

行政

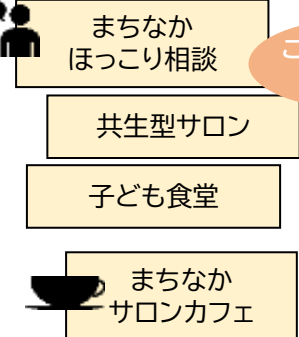
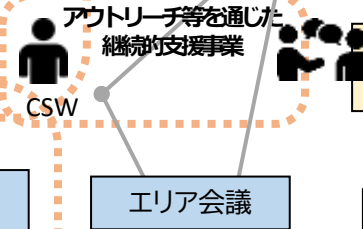
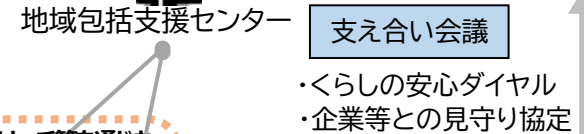
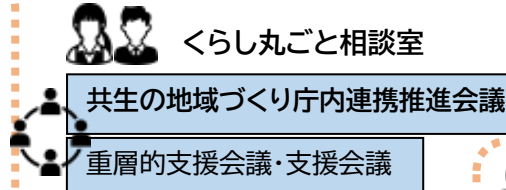
縦割りではなく
みんなで受け止める



包括的相談支援事業

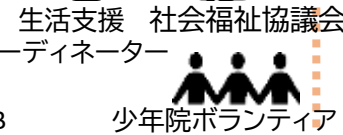
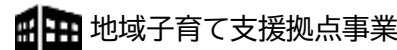
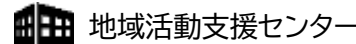
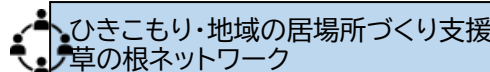
地域包括支援センター
基幹相談支援センター
委託障がい者相談支援事業
子育て世代包括支援センター
自立相談支援機関

多機関協働事業



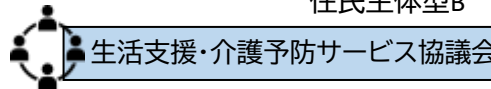
これまでの地域
福祉の土壌

参加支援事業

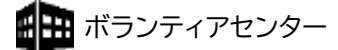


住民主体型B

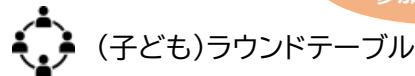
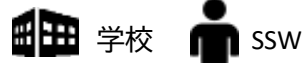
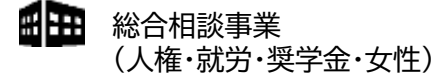
少年院ボランティア



子ども福祉委員



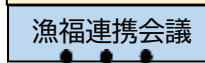
参加支援
(地域福祉)



一人ひとりが
参加し輝く場

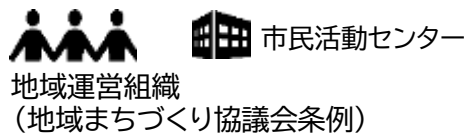


(障がい)阪南市岬町地域自立支援協議会



漁業者

地域づくり事業



阪南市の未来
を紡ぐ

地域

地域づくり支援
(まちづくり)

※ は重層的支援体制整備事業の範囲

(阪南市・阪南市社協作成)

漁福連携事業

農福連携の活動中に...「漁業でも福祉と一緒になんかできたらなあ」と漁師のつぶやきを地域包括職員がキャッチ！（“専門職巻き込まれ型” ※参考資料19ページ）

福祉

漁福連携会議の定期開催

漁業

阪南市社会福祉協議会
（参加支援・地域づくり）

社協の呼びかけで
つながる場を設定

西鳥取漁業組合→株式会社漁師鮮度
（産業振興・まちおこし）

子どもや若者、高齢者など気軽にふれあえる居場所があれば

社会のつながりが弱い人、困窮者などが地元で就労できれば

生活支援
コーディネーター
地域担当

地域包括

漁師
民生委員

海洋環境
NPO

地元
福祉委員

生活困窮
主任相談

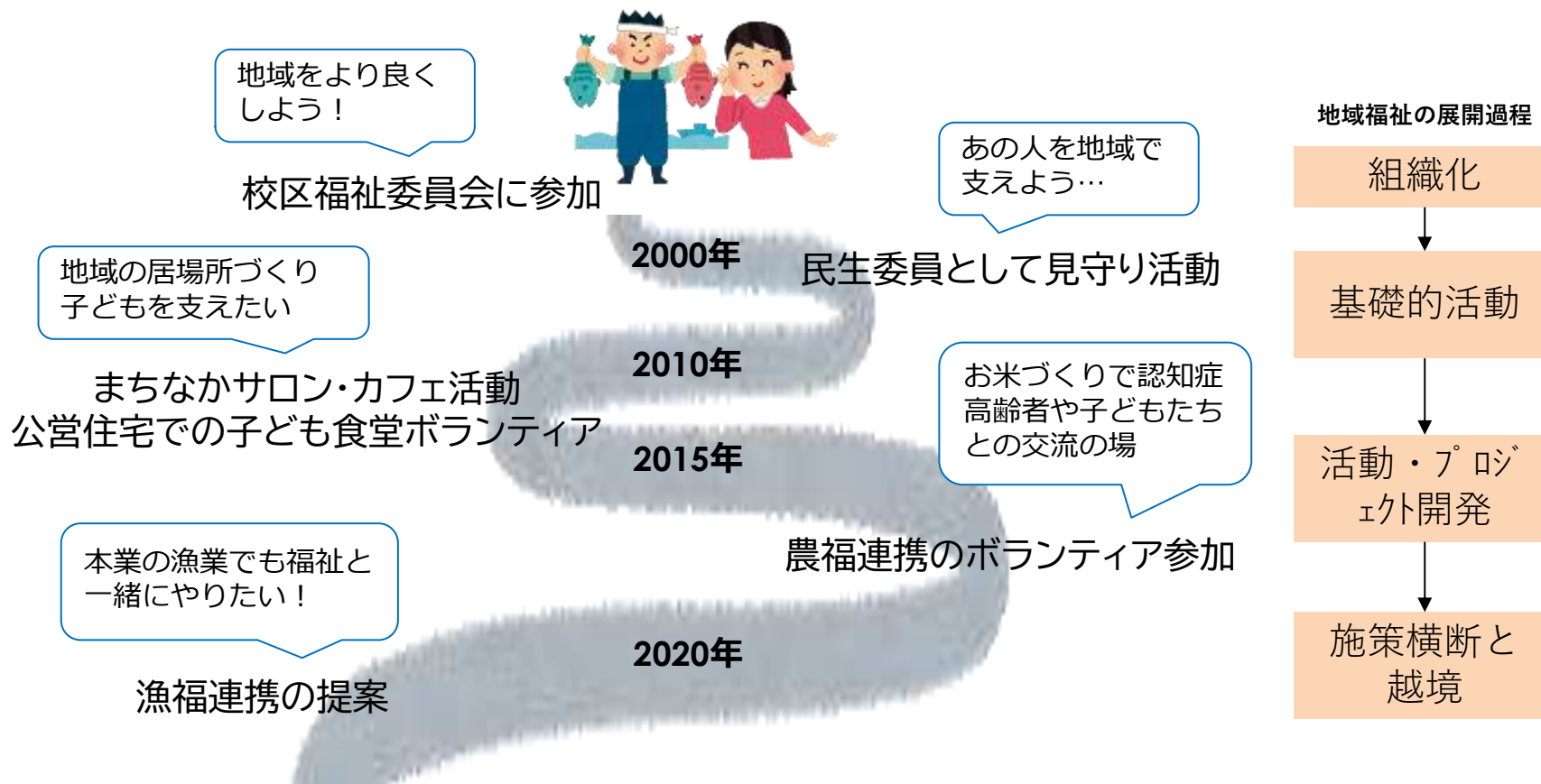
地元住民のAさん夫妻

阪南の豊かな海の魅力に触れる活動に多くの人が関わってほしい

漁業を盛り上げたいが人手がなくて困っている

つながったら **なんかおもしろいこと** やれそう！
やれることから協働してやっていこう！

漁福連携実践に至る主人公 Aさん夫妻の歩み



漁福連携実践は突然生まれたのではなく、長年の地域づくり実践によって育まれた**豊かな地域福祉の土壌**(※参考資料19ページ)が基盤となって、住民の中から芽生えてきたものです。

漁福連携から開発された多様なプログラム

参加の場づくり = 地域づくり + 相談支援の出口づくり

<連携会議で海を活かした「参加の場」のアイデアを出し合い、ニーズ段階に合わせてカテゴリ化>

形態	取り組みの内容
就 労 牡蠣小屋 観光漁業	一生懸命で助かる。 ぜひ賃金も出してあげたい！ 初日と比べて会話も増えたし見た目も若返ったなあ♪  就労支援事例 週4日の就労(社保有) ↑ 生活困窮就労準備支援事業として牡蠣割り作業に従事 ↑ 8050世帯で長く就労していなかった男性 相談支援
就労準備支援 牡蠣割り作業	
ボランティア 漁業や居場所活動のお手伝い	漁港で子ども食堂をやりたい！ ①漁港でのみんなの食堂(多世代) ②共生型の釣りプロジェクト(認知症・不登校・ひきこもり) ③少年院生のボランティア参加で立ち直り支援 自立支援・参加支援の場 参加支援
活動・イベント 漁港のイベント 参加交流の場	当事者が真ん中 生きがい実現・参加の場 海や生き物と触れ合うことが役立つはず！ 地域づくり

誰もが楽しく集える場

漁福連携プログラム①



漁港でのみんなの食堂

地域の子どもたちや高齢者などみんなが参加する地域食堂の開催(月1回)。食事後は夕陽が沈む浜で遊び回る。

漁師、施設職員、企業、福祉委員会、近隣高校ボランティア、外国人留学生など、担い手も多様。

⇒これをきっかけに市内に子ども食堂が拡大



<漁港×アート×共生理解>

地域食堂にて、同じ地区在住の口筆画家で車いすユーザーの「Iさんとアートであそぼう」イベントを開催。

絵画制作の実演後、じっと食い入るように見つめていた小学生が、
「Iさん、わたしの色紙にも絵を描いてください…！」

“障がいのあるIさん”ではなく、絵の上手な“画家のIさん”へ

漁福連携プログラム②③

高齢で諦めていたけど、
また釣りができて嬉しい



共生の釣りプロジェクト

ももとは、地域包括と協働の認知症高齢者向け「釣りプロジェクト」。

⇒不登校Bくんの参加をきっかけに共生型に！
(認知症高齢者・ひきこもり青年・地元ボランティア・漁師・子育て支援NPO・学校・作業所、etc…)

⇒市教委、学校、SSWとCSWとの連携が深化

家でも学校でも施設でもない、“暮らし”の中の居場所

少年院ボランティア (泉南学寮グリーンサポーター)

法務省の立ち直り支援のモデル事業で少年院生が地域の担い手として活動。社協が地域の困りごととマッチング。
独居高齢者の困りごと支援などのほか、漁港では牡蠣養殖など観光漁業のボランティア活動、わかめの養殖などにもチャレンジ。



1日でこんなにも“ありがとう”と言われたことがなかった

(少年院と協働プログラムの新たな展開)

寄付つき商品「バリ旨わかめ」の商品開発！



＼ 12月 ワカメの種付け／



＼ 2月 塩ワカメの商品化にむけた作業 ／



＼ 2月 種付けしたワカメを収穫／



＼ 3月 袋詰めして完成！／



44袋(13kg)すべて完売！
売上は漁福連携実践の財源に。

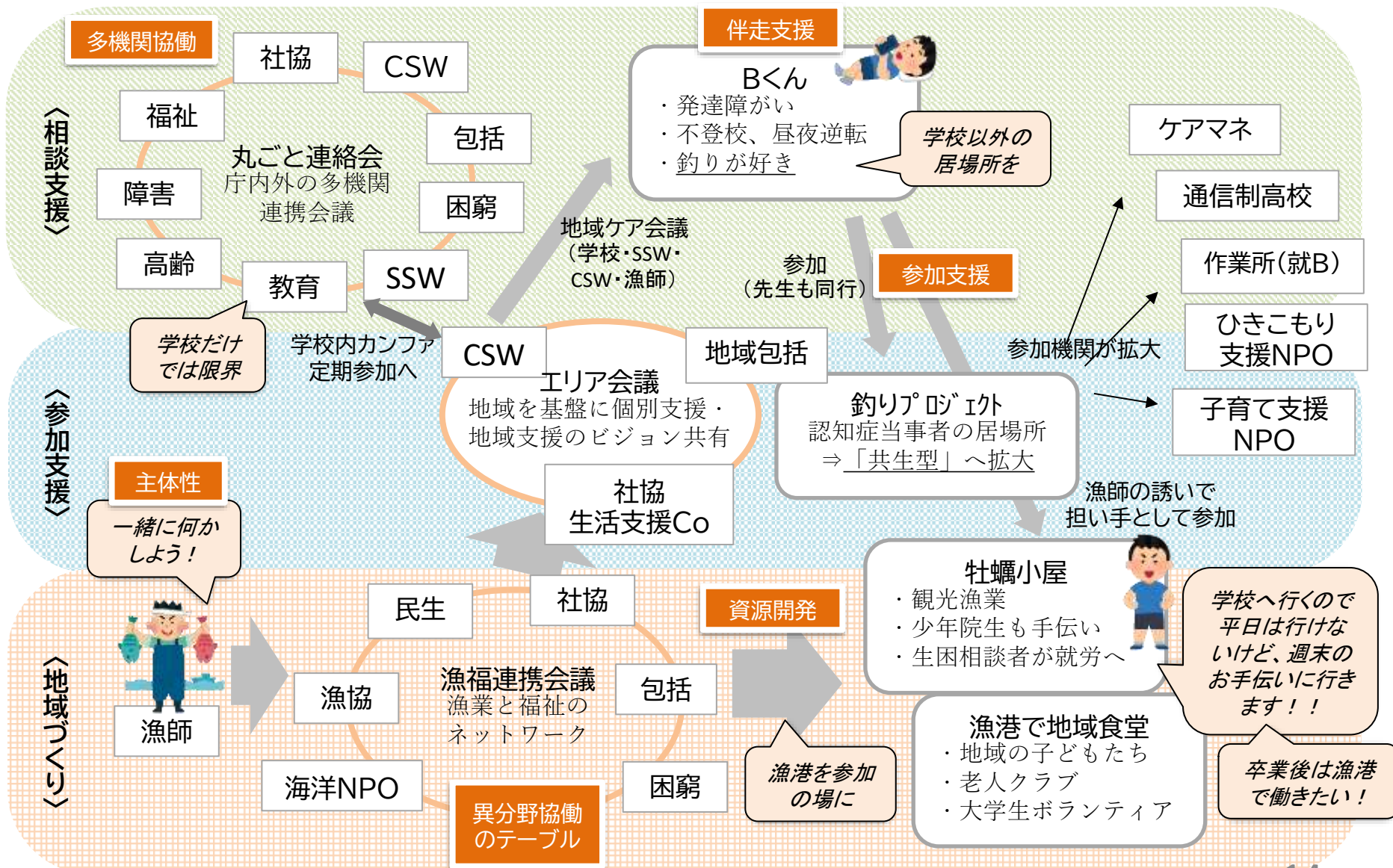
その後のほっこりエピソード

「我々漁師も嬉しくて涙がでる。また困ってる人がいたら紹介してな」

漁港でボランティアをした少年が仮退院時、親御さんと一緒に漁港に立ち寄り「お世話になりました！地元に戻ってもボランティアしてみようと思います」と挨拶に。漁師は「おお！そうか、もう二度と悪いことしたらあかんぞ～」と、その少年が育てた「バリ旨わかめ」をそっと手渡す。「いつでも漁港に遊びにおいでな、自分達で育てた牡蠣やワカメも食べにおいでよ」と声かけ。その後、「こんなに嬉しいことはないな。もっと漁福連携頑張ろう！」と社協職員に向けて言葉を発する漁師の目には涙…。そして「また困っている人がいたらもっと紹介してな」と。

【生まれた重層的な事例】 地域づくりからBくんの社会参加支援へ

漁師の想いから新たな地域づくりとして漁福連携がスタート。学校と福祉の多機関協働によってキャッチした不登校生徒の課題と漁港の居場所とのマッチングができ、Bくんの参加支援につながった。



福祉から越境する包摂・循環型のまちづくりへ

－くらしの場から関係施策・省庁を横断する－

漁業活性化・関係人口増加



内閣府

農林水産省

観光牡蠣小屋の開設(まちおこし)
府内外から年間7,500人が来店

就労/参加の場



法務省

厚生労働省

生活困窮相談者の漁業就労
不登校生徒や少年院生のボラン
ティア参加で牡蠣養殖

みんなの居場所



厚生労働省

子ども家庭庁

漁港での地域食堂に、農園で採れ
た野菜を提供

プロセスの中でさまざまな『参加』のカタチ

孤立を防ぐ
4つの“F”
F×Fプロジェクト※

FUKUSHI
×
Food(食)
Farm(農作業)
Fishing(漁業)

大阪府

※大阪府福祉基金
地域福祉振興助成金活用

SDGs



総務省

国土交通省

観光分野の補助金で牡蠣殻粉碎機設置
少年院生が砕いて有機石灰肥料に

休耕地活用 参加の場



農林水産省

厚生労働省

福祉農園での作物栽培に石灰肥料。
生活困窮相談の外国籍住民や子ども
たちと収穫

阪南市における地域を基盤にした重層事業展開の推進要因とその成果

地域福祉の基盤 × 重層施策の仕組み

基盤要因① 公民協働の関係性 –「民」の要となる社協の位置づけ

包括的支援体制(106条の3)は行政？ 地域福祉(4条)は住民等？ 行政主導でも、住民任せでも×

・・・公と民をつなぐ、民間同士をつなぐ、**中間支援機関**(永田委員 第2回資料)としての社会福祉協議会の位置づけ。阪南市では、地域福祉計画策定を基軸に公民協働の蓄積。

⇒阪南市はこれを基盤に行政と社協が**公民協働の重層事業構築プロセス**の共同運営

⇒地域福祉の柔軟性・開拓性を活かす柔軟な事業委託 (定量評価に縛られない)

基盤要因② コミュニティワーカーの配置と住民の主体形成(小地域組織化)

⇒専門職都合の住民活用ではなく、**住民主体**を堅持し「気をかけあう」地域を創るための、地域そのものへの働きかけと協働(大阪府小地域ネットワーク事業)の蓄積。 例)まちなかほっこり相談は住民が把握したケースの持ち込みが多い(※参考資料22ページ) (“発見力”※第2回勝部委員)

⇒**地域福祉の豊かな土壌**が相談分野の包括化や事業・支援の重層化を促進

⇒住民活動が制度・サービスの奴隷になるのではなく、**住民が制度・施策を飲み込み、主体的に活用する** (=地域福祉施策を住民側からローカル・フィットさせていく)

※日本地域福祉学会において、市・社協の官民協働モデル、住民主体の実践と基盤型中間支援組織としての社協への評価 (藤井博志) (日本地域福祉学会 地域福祉優秀実践賞2024)

施策要因① 地域づくりの「2つの重層化」

◆A 身近な暮らしの場を舞台に地域づくりと相談支援の重層化（地域福祉内の蓄積と横断）

◆B コミュニティ形成を展望する地域づくり施策の重層化（地域福祉外への越境と循環）

施策要因② 地域づくりのコーディネーター配置

個別支援や制度・サービスに縛られすぎない地域づくりのコーディネーターの配置

阪南市による生活支援体制整備事業の柔軟展開：“多世代型”生活支援コーディネーター（※重層事業では地域づくりは既存施策の活用にとどまるため自治体の創意工夫が必要…）（例：長野県伊那市「地域響働コーディネーター」、宮崎県三股町「コミュニティデザインラボ」）⇒地域づくりを進めるには国による体制強化施策が必要

⇒福祉サービス資源づくりではなく、産業等を架橋し一般地域資源の“福祉化”を促進

⇒漁福連携など・・・地域の“ローカル性”と、当事者を真ん中に置く“福祉性”を備えた、**地域密着のテーマ型プロジェクト**の創出（地縁型とテーマ型のMIX）

⇒孤立孤独を生まない**人のぬくもりある自治コミュニティ形成**へも寄与

施策要因③ 地域の課題や実践を踏まえた多機関協働と庁内連携

教育と福祉、相談機関とNPO法人や社会福祉法人など、地域の課題や出会いを重ねた多機関協働のネットワーク。市役所6部15課と社協や生活困窮、地域包括など民間主要機関が参加する**庁内(外)連携のネットワーク会議**

⇒困窮相談者、少年院生などが地域の担い手になる参加支援実践の誕生

⇒さらに推進させるためR6年度は庁内連携会議委員が地域福祉活動に参加・体験する「地域福祉研修」を市・社協合同で計画＝**地域協働人材の育成**

以下は参考資料

（阪南市における重層事業の概要）

地域福祉の土壌づくり

—住民主体で育まれる様々な実践とそれを支える体制整備—

【基礎的活動基盤】 校区福祉委員会(小地域ネットワーク事業)

見守り・訪問活動

福祉委員、民生委員による普段からの見守りと災害時の要配慮者支援の一体実施。12校区で約1,400名の対象者。公民館クラブと協働で絵手紙訪問など創意工夫。

まちなかサロン・カフェ

福祉委員会や自治会、有志などによる、歩いていける場所で気軽に集える居場所づくり。住民センターや自宅、お寺など、市内42か所で開催。多世代型カフェや共生型サロン、認知症カフェなど多機能化が進む。

【多様な実践】 多様な担い手、多様な場での地域づくり

子ども福祉委員

小中学生による自主的な地域でのボランティア活動を組織化。困りごと支援や地域活動の自主企画など。卒業した大学生が地域人材に。

農福連携

要支援高齢者の田んぼや、社協福祉農園で、農作業を通じた参加の場づくり。子ども、認知症高齢者、生活困窮外国籍住民などが参加。

【住民・専門職協働】 地域での“専門職巻き込まれ型”実践

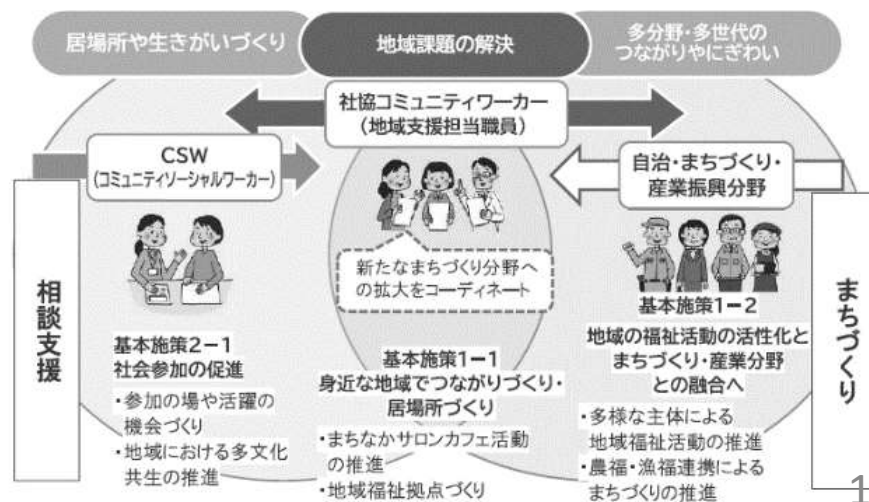
社協、地域包括、CSWが定期的な「エリア会議」で地域支援ビジョン共有(※参考資料スライド参照)。住民活動者が主体的に専門職を招いた地域ケア会議や、医療介護等多職種との地域協働実践が誕生。

まちなかほっこり相談

地域包括、CSWが地域のサロンカフェ等に出向いて、相談者や活動者の「つづやき」を拾う。受け止めた内容は地域でも共有し協働した伴走支援と活動改善。

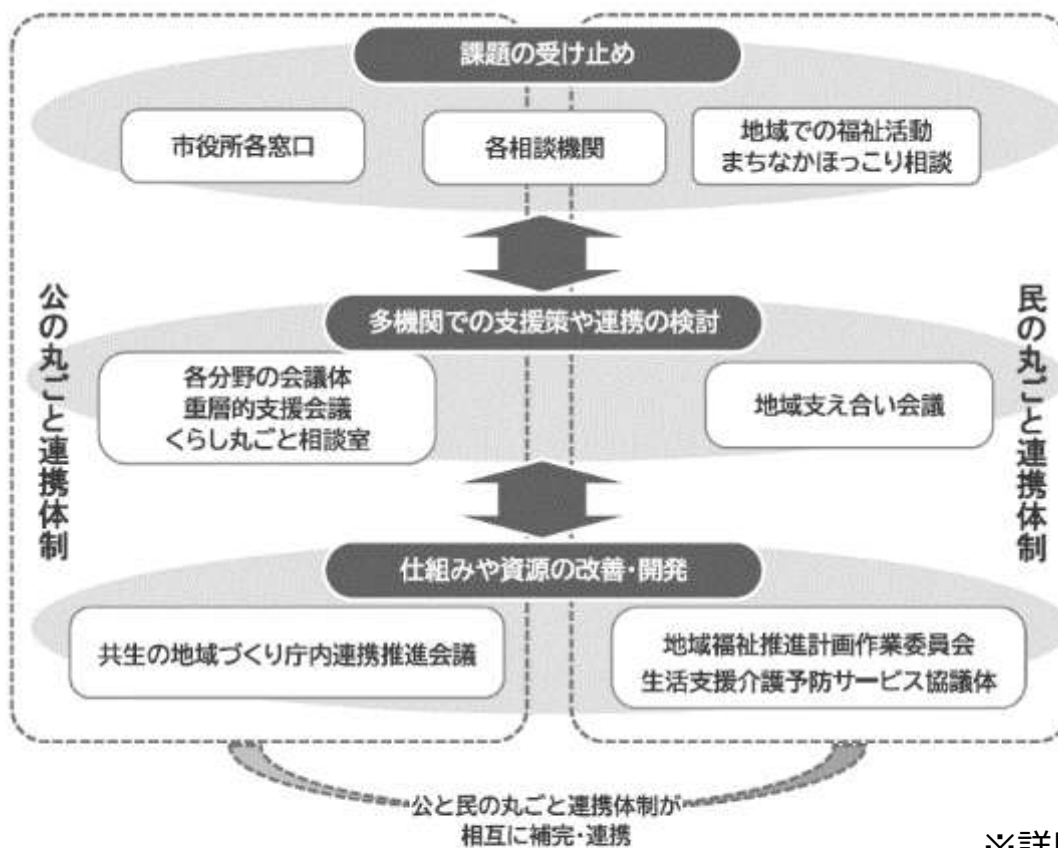
【専門職配置】 地域生活支援と地域支援の専門性の明確化

個に軸足を置くCSW(包括内)と地域に軸足を置くCOWer(社協)の配置



相談支援の仕組み

- 市役所各課をはじめとする**公の丸ごと連携体制**づくりを進めるとともに、地域活動者や民間事業者・社会福祉協議会などの**民の丸ごと連携体制**と相互に**補完・連携**することで、個別支援から地域づくりまで一体的な支援体制づくりを進めます。



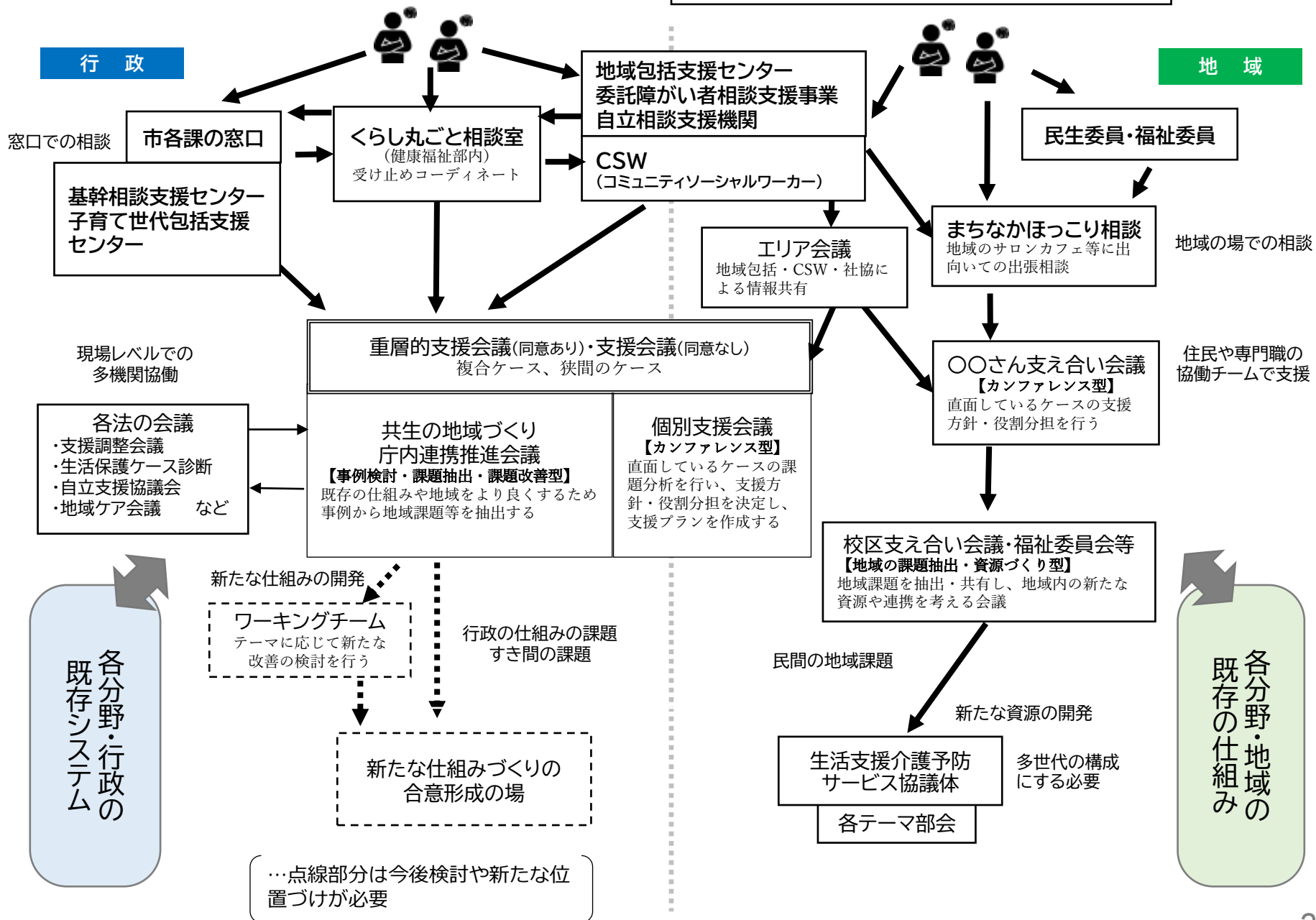
※詳しいスキームは次ページ

個別支援から地域づくりまで一体的な支援体制づくり

阪南市における包括支援体制図2

相談から解決(開発)までのフロー図

2023.3時点



身近なつぶやきキャッチ まちなかほっこり相談



近所に気になる人が...
介護保険ってどう申請するの？

地域包括やCSWが中心で、ほかに医療と介護の多職種連携会議(病院部会、地域リハ部会、訪看部会)、保健センター保健師などとも協働



地域で実施されるまちなかサロン・カフェに専門職が出向き、相談の早期キャッチと、地域と協働した支援関係の構築を進める。全市一斉実施ではなく、活動者が必要性を感じている地域から展開。⇒活動者が抱えるケースをつなぐことが多い。

市内**13**か所で活動者と協働実施

専門職が感じるまちなかほっこり相談の成果

- ①住民と専門職の関係性強化、 ②気になる人や情報の把握と共有
- ③地域での学びと予防の推進、 ④地域力の強化

・・・とくに③と④は「専門職巻き込まれ型」(住民主体)を意識したからこそ。

エリア会議（小学校区）

地域を基盤として、個別支援を進めるCSW、地域包括支援センターと、地域支援を進める社協地区担当が毎月情報交換やビジョン共有を行い、個と地域を重ねる連携を深める。

- 担当小学校区ごとに年6回程度実施
- 個別ケースの共有・蓄積・地域連携相談、多角的な地域診断、地域支援のビジョン共有と役割分担など
- 必要に応じ、保健センター、訪問看護、介護事業所、病院なども地域連携の相談で参画



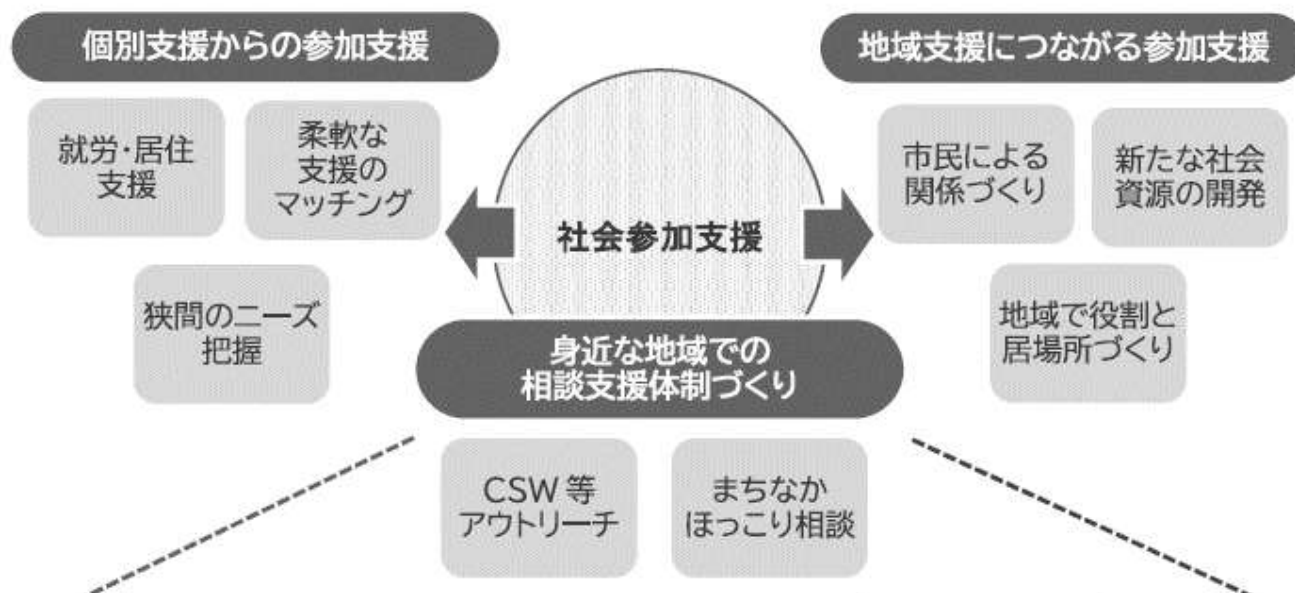
こんなケースが
あって...

この地域の良い
ところは...

次のサロンに
一緒にいこう！

参加支援の仕組み

- 本市では、社会参加支援を「個別支援からの参加支援」と「地域支援につながる参加支援」の2つの側面から捉えます。個人への相談支援に終わらせず地域活動者と協働し、本人が活躍できる場や資源の新たな開発といった地域支援につながる参加支援を合わせて進めます。
- これらの基盤となるのが「まちなかほっこり相談」などの「身近な地域での相談支援体制づくり」です。地域活動者と専門職が協働で取り組むことで、**地域**の場で課題の発見から伴走支援・資源開発などを一体的に行うことをめざします。



参加支援の主な取り組み (漁福連携)

- 社協が連携の核となり、地元漁師、ボランティア、海洋保全NPO、地域包括、生活困窮自立相談など多様な主体と「漁福連携」事業を展開



連携した「参加支援」の取り組み

参加の場づくり＝相談支援の出口

<連携会議で海を活かした「参加の場」のアイデアを出し合い、ニーズ段階に合わせてカテゴリ化>



- 不登校生徒や認知症高齢者などさまざまな人が参加する「釣りプロジェクト」や、漁業への困窮相談者の就労、漁港での地域食堂など、参加の場づくりを実施

参加支援の主な取り組み

(司法と連携した立ち直り支援)

- 少年院と社協が協働で、再犯防止を目的に少年院生たちのボランティア組織化。

地域活動で少年院生の立ち直り支援
—法務省再犯防止モデル事業で少年院生のボランティア組織化—

院内でグループワーク



～できること・やってみたいこと～

- ・高齢者のお話相手、弁当つづいてピクニック
- ・障がいのある子とスポーツで交流
- ・不登校児を元気づけたい
- ・庭の手入れ、力仕事
- ・山や海の手入れ

など

地域課題の解決

- ・カキ小屋お手伝い
- ・認知症高齢者の困りごと解決
- ・府営団地の高齢者買い物支援

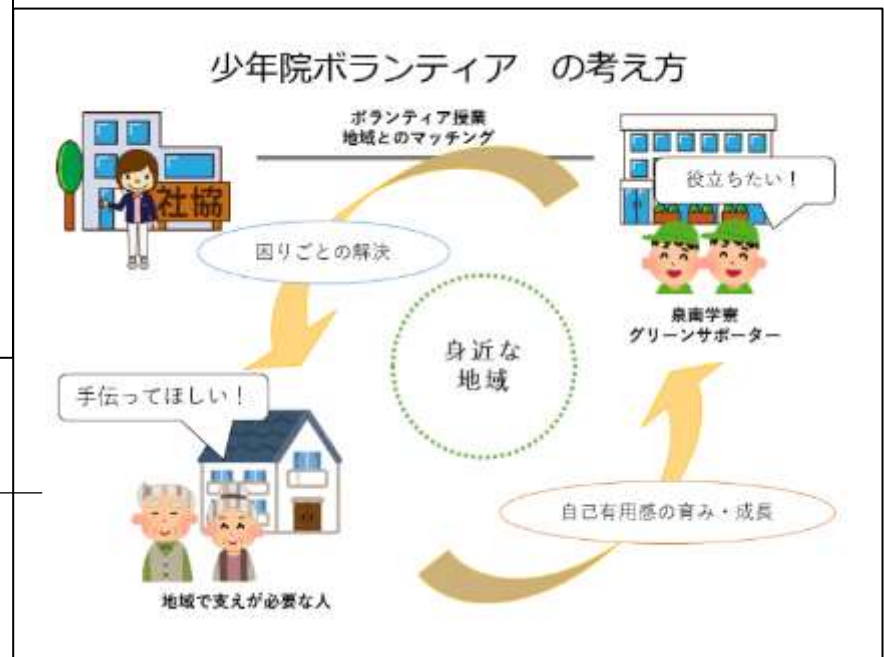
など



参考『NORMA 2022年10-11月号 連携協働のチカラ』

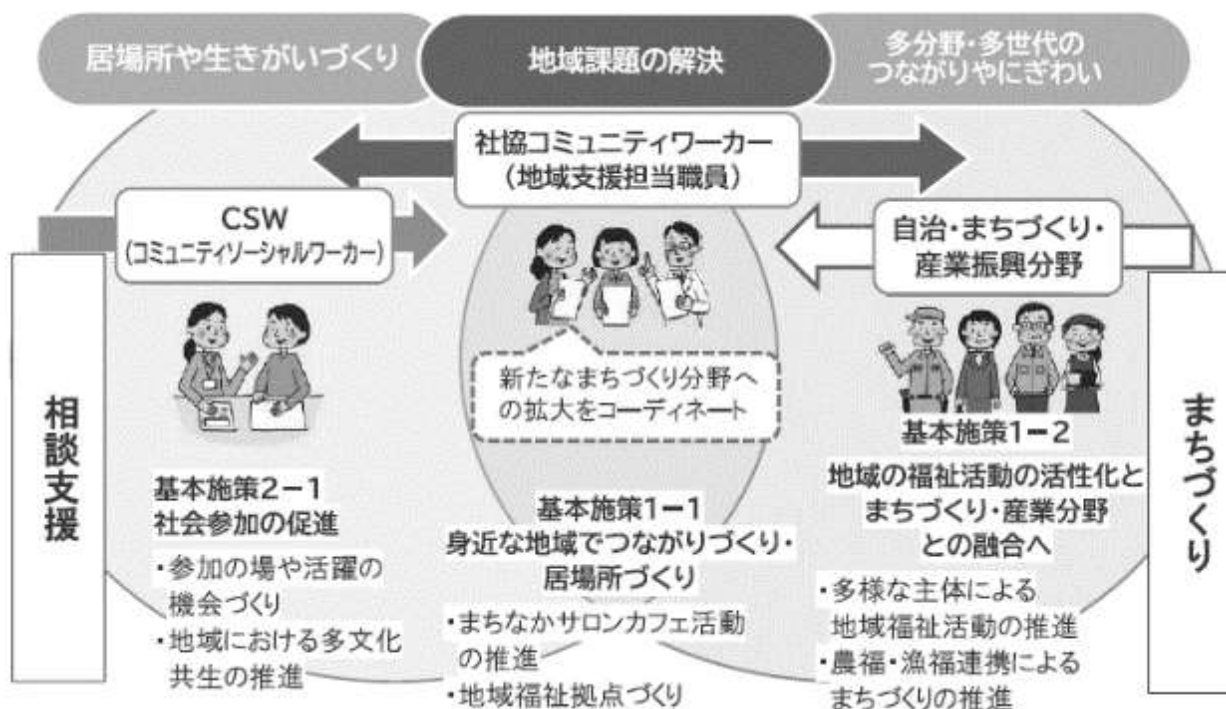
⇒『いままで一日でこんなに“ありがとう”と言われたことがなかった』

- 地域に参加し、高齢者の困りごと解決や、地域づくりの活動支援などを通じて少年らの自己有用感を育み、再犯防止につなげる。

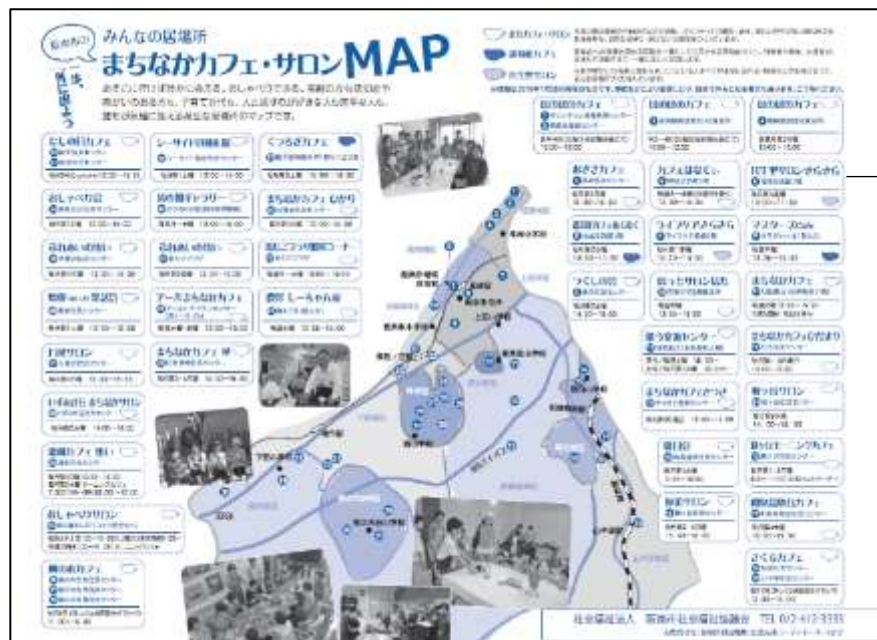


地域づくりに向けた支援の仕組み

- これまでに、まちなかサロン・カフェなどの居場所の広がりや担い手の拡充など、地域福祉基盤が形成されてきました。本事業では、この基盤のもと、相談支援から派生する新たな参加の場づくり、産業やまちづくりと連携した地域コミュニティ全体の活性化へと発展させていきます。
- 地域づくりの推進にあたり、地域づくりの専門機関として社協のコミュニティワーカー（地域支援担当職員）が相談支援との連携、新たなまちづくりへの拡大のコーディネートを行います。



地域づくりに向けた支援の主な取り組み (まちなかサロン・カフェ、子どもの居場所)



- 身近な地域で誰でも集える居場所として、まちなかサロン・カフェが42か所で展開。共生型サロンやお寺での認知症カフェなども。

子どもの居場所ネットワーク連絡会



令和5年10月6日開催 7団体2企業、市教委、市民福祉課、社協参加

- 子ども食堂や地域食堂などの多様な居場所づくりやネットワーク化を、社協地区担当(生活支援コーディネーター)などが支援。

地域づくりに向けた支援の主な取り組み (子ども福祉委員)

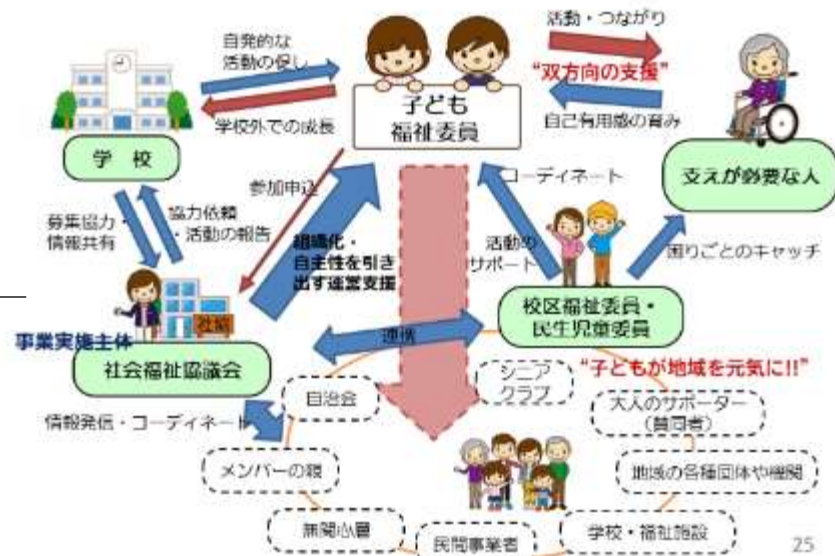
中学生による困りごと解決・地域活動の企画



- 小中学生に地域の担い手になってもらおうという活動者の提案から組織化。高齢者の困りごと解決や、中学生が企画するカフェ開催など幅広く活動。

- 活動を通じてメンバーは自己肯定感を高め、将来の担い手としても効果が見えている。子どもを中心に活動への地域の多様な主体も喚起され、地域全体の活性化につながっている。

「子ども福祉委員」活動の体系図



阪南市の重層的支援体制整備事業一覧(R4.4.1～)

「重層的支援体制整備事業」とは、社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行うなど、市全体として相談者本人に寄り添い、伴走し、地域で支えあう支援体制を構築していく事業を実施。

	事業名称	事業内容・取り組み	本市の事業	担当課
属性を問わない相談支援	①包括的相談支援事業	・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化課題は適切な多機関協働事業につなぐ	【介護】地域包括支援センター 【障がい】基幹相談支援センター 委託障がい者相談支援事業 【子ども】子育て世代包括支援センター 【困窮】生活困窮者自立相談機関	介護保険課 市民福祉課 健康増進課 生活支援課
多様な参加支援	②参加支援事業	・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングを行う ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う	・地域活動支援センターの利用 ・ひきこもり支援・草の根ネットワーク (中間支援:プラットフォーム)	市民福祉課
地域づくりに向けた支援	③地域づくり事業	・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加、学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る	【介護】地域介護予防活動支援事業 生活支援体制整備事業 【障がい】地域活動支援センター事業 【子ども】地域子育て支援拠点 【困窮】共助の基盤づくり事業	介護保険課 市民福祉課 こども支援課 市民福祉課
相談支援・参加支援・地域づくりに実施する事業	④多機関協働事業	・市町村全体で包括的な支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る	・重層的支援会議 ・支援会議 ・くらし丸ごと相談室 ・共生の地域づくり庁内連携会議	市民福祉課
	⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	・支援が届いていない人に支援を届ける ・各種機関等とのネットワークや住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く	・CSW(コミュニティソーシャルワーカー)の配置 (現行事業の位置づけ)	市民福祉課
※プラットフォーム:様々な分野の関係者が集い、関係性を深めるための場。地域の多様な主体が出会い、つながりの中からさらなる展開を生む機会となることで、参加する関係者の弱みを補うだけでなく、地域における活動の継続性を高め、既存の活動をさらに活性化することにもつながる場。				

①包括的相談支援（基本型事業・拠点型）

属性を問わない（分野を超えた）相談支援

地域包括支援センター事業（委託：2か所）

地域包括ケアシステムの中核となる機関

- ①介護予防支援事業（介護予防ケアプランの作成）
- ②介護予防ケアマネジメント事業
- ③総合相談支援事業（生活上のあらゆる相談に対応）
- ④権利擁護事業
（虐待対応・消費者被害防止・成年後見制度利用支援等）
- ⑤包括的継続的ケアマネジメント支援事業
（CMからの利用者支援相談や関係機関との連携・協働等）

相談支援事業（基幹相談：直営、委託相談：1か所）

- ①専門的職員を配置
（保健師、社会福祉士、精神保健福祉士を配置）
- ②地域の相談支援体制の強化の取組
（相談支援事業者等に指導・助言、人材育成支援、法律相談等）
- ③地域移行・地域定着の促進の取組
（『にも包括』のための保健・医療・福祉関係者による協議の場）
- ④包括的支援体制構築への参画の取組
（くらし丸ごと相談室・CSW・自立相談支援事業等との連携など）

利用者支援事業（母子保健型：市直営）

- ①妊娠期から子育て期に至る切れ目のない支援のため、相談対応、情報提供、支援プラン作成、関係機関との連携を図る。
- ②①を円滑に進めるため、要支援者の早期把握、サービスを包括的に提供されるための関係機関との協議の場とネットワークづくりを行い、その活用を図る。

自立相談支援事業（委託：1か所）

- ①相談者の抱える課題を評価・分析しニーズに応じた自立支援プランを策定
（自立相談支援機関の相談窓口を委託先に設置）
- ②自立支援プランに基づく各種支援の実施
（生活困窮者の相談を生活福祉資金の相談及び市内連携を含めた生活保護との連携を密にした形で一体的に対応できるよう事業実施）
- ③日常生活自立に関する支援も併せて実施。

②参加支援

コーディネート

- ①既存の社会参加に向けた事業で対応できない狭間の個別ニーズに対応
- ②各包括的相談支援事業者及び委託障害者相談支援事業で相談を受け、ニーズを踏まえたプラン作成
- ③重層的支援会議で、参加支援事業の利用の適否を図る。

地域活動支援センターの利用

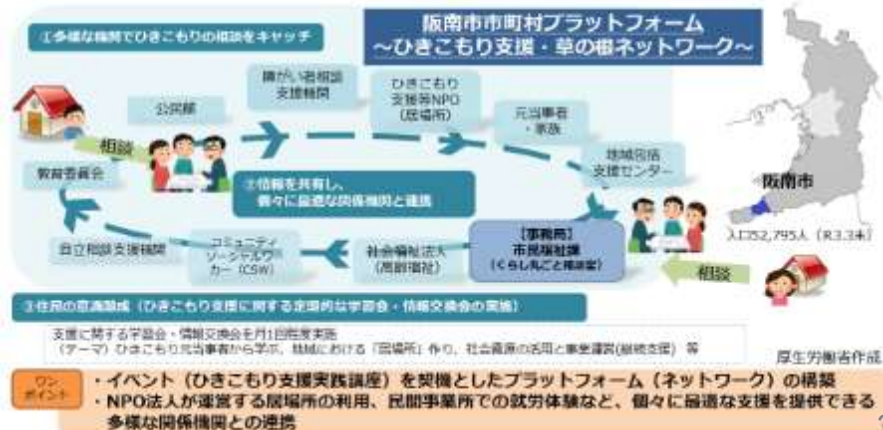
- ①参加支援事業の利用者のうち、希望者は地域活動支援センターを受入先として利用可能。
- ②利用に際し、他の社会資源との調整の上、利用
- ③他に市内NPO（ひきこもり支援を行う。）の利用もあり

ひきこもり・地域の居場所づくり支援 草の根ネットワーク(プラットフォーム)

- ・年6回(2か月に1回)、ひきこもり支援や居場所づくりなどに関心がある元当事者、家族、支援者等が集まり、学習会・情報交換会などを実施。

大阪府阪南市の市町村プラットフォームの取組 ～ひきこもり支援・草の根ネットワーク～

- 大阪府阪南市では、従前から、「誰も一人ぼっちにしない、誰も排除しないまち」を掲げて、其生の地域づくりの実現に取り組む中、ひきこもり支援を中心とする就職氷河期世代支援の取組に当たり、令和元年11月に、新たに市町村プラットフォーム「ひきこもり支援・草の根ネットワーク」を設置
- 市主催の「ひきこもり支援実践講座」を受講したNPO法人、元当事者、家族等をメンバーに加え、行政の各部門、民間が連携したネットワークを構築して、多様な相談の入口と多様な支援の選択枝を用意



②参加支援

(ひきこもり・地域の居場所づくり・草の根ネットワーク)

- ・ひきこもり支援や居場所などの関心がある方が集まり、当事者や関係者の課題把握と居場所(参加の場)を検討するプラットフォーム(中間支援)

参加者:元当事者、家族、ひきこもり支援NPO、障がい相談支援機関、社会福祉法人、CSW、地域包括支援センター、公民館、教育委員会 等

	経 過
R1	11月:公民館の「ひきこもり支援実践講座」受講者を中心に、立ち上げ 以後:月1回 学習会(当事者の声・就労支援など)
R2	コロナ禍により7月から再開(月1回開催) 11月:(厚労省事業)「ひきこもりをとらえなおす」 2月:(厚労省事業)「ひきこもりUXラウンジ」
R3	2月に1回開催に変更(関係性構築されたため。) 10月:(府事業)「ひきこもりUX女子会」 10月から:関心テーマ別にグループ討議を重ねる (イベント・相談・居場所)
R4	4月:会の目的に「地域の居場所づくり支援」を入れ、令和4年4月に「ひきこもり・草の根ネットワーク」から名称変更(2か月に1回開催) グループ討議から各部会が結成 「イベント部会」「居場所部会」「当事者・家族・相談部会」

・イベント部会「ぼちぼちいこらyo！」

- ①5月:Instagram立ち上げ
- ②7月:地域のバザーに参加
(以後、年3回程度参加)
(輪投げ・玉入れ・千本くじのゲーム)

・居場所部会「虹みつけ」

- ①本市内外の子ども食堂(+学習支援や居場所)を数か所見学。
- ②地域の活動場所の提供を考えている団体との意見交換
- ③他の「居場所」など情報交換

・当事者・家族・相談部会

- ①当事者や家族の悩みや相談の仕組みなどについて意見交換^{B3}

③地域づくりに向けた支援

地域介護予防活動支援事業

- ①介護予防拠点(共生型): 4か所(委託)
各日常生活圏域に介護予防の集いの場として、多世代型拠点を委託運営。
- ②地域の会場で介護予防教室を実施。
 - (1)校区での介護予防教室
 - (2)いきいき健康教室
 - (3)いきいき百歳体操
 - (4)栄養改善育成講座(ボランティア育成)

地域活動支援センター事業(Ⅰ型)

- ①創作的活動(手芸・陶芸など)・レクリエーション・音楽療法・地域との交流会など
- ②精神保健福祉士による相談事業、看護師又は嘱託医による健康指導
社会適応訓練(調理実習・書道・茶道など)
障がい福祉関係講座の開催
- ③重度身体障がい者への介護サービス
看護師による健康管理・健康相談等
PT・OTによるリハビリテーション



生活支援体制整備事業

- ①生活支援コーディネーター(委託)
 - 第1層(1名): 市内全域の社会資源開発のコーディネート機能
 - 第2層(2名): 2つの日常生活圏域ごとに1名ずつ配置し社会資源開発やニーズと活動のマッチング機能等
- ②生活支援・介護予防サービス協議会
連携・協働による取組を推進するための多様な関係者による定期的な協議の場(2か月に1回)

地域子育て支援拠点事業(一般型)

- ①情報発信と各地域での親子支援活動
 - (1)子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
 - (2)子育て等に関する相談、援助の実施
 - (3)地域の子育て関連情報の提供
 - (4)子育て及び子育て支援に関する講習等
 - (5)本市の子育て支援の充実に必要な事業等
- ②出張ひろばの実施
親子が集う場の常設が困難な地域に出向き、出張ひろばを週1日(1日5時間)開設

③地域づくりに向けた支援

共助の基盤づくり事業(生活困窮者支援等のための地域づくり事業)

地域ニーズの把握

①「はんなん やさしさツナグ交流会ー子ども若者世代交流ワークショップ」(R4.10開催)

次世代の地域福祉人材育成を進めるにあたり、現在、阪南市で活動している若者世代の意見を聞き、子ども同士の交流を深めるためを開催。



地域サービスの創出・推進

①買い物支援: 生協との協定により移動販売車が指定地域を巡回
(H28買物プロジェクトのニーズによる取組)

②地域見守り協定: 企業5社と協定し、通常業務上で把握した異変等を市に連絡

③くらしの安心ダイヤル

地域の関係団体・機関と協力し、要援護者の日常の見守りや声かけなど、見守り支える体制づくり



インフォーマル活動の活性化

①中央公民館主催の居場所づくりと担い手育成の講座

(1)「持続可能な居場所(地域の堂)のつくりかた」(R5.8開催)

(2)「多世代交流を生み出す『地の居場所づくり』をめざして(3回講座)」(R4.11～R5.1開催)



その他、地域福祉推進のための事業

①まちなかサロン・カフェ: 各地域のボランティアが取り組む居場所づくり(市内40か所)

②こども福祉委員: 小学校高学年～中学生の福祉ボランティア活動(市内4小中学校)

③ほっこり相談: 「まちなかサロン・カフェ」13か所にCSW等が訪問し、身近な総合相談を行う。

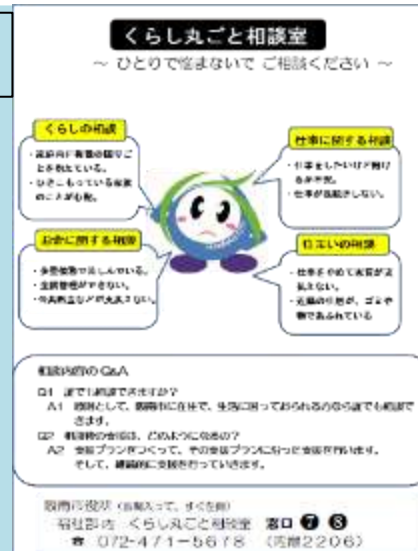
④地域貢献プロジェクト: 市内の少年院の少年のボランティア活動等を支援

⑤農福、漁福連携: 福祉農園や漁協との連携

④多機関協働事業

くらし丸ごと相談室

- ・複雑化・複合化した市民の暮らしに関する相談を丸ごと受けとめる。
- ・市内の他部局や関係機関が連携し、解決に取り組む。



共生の地域づくり市内連携推進会議

- ・市内の連携を推進し、行政の縦割りを解消し、市民の相談に横断的に対応できる体制を構築
- ・市内6部15課の職員が委員として参加
- ・年6回(2か月に1回)開催
- ・外部の包括的相談支援事業も参加

重層的支援会議・プラン作成

- ・包括的相談支援事業者から当該相談者の情報提供を受け、市民福祉課で具体的な支援方法(プラン)作成し、重層的支援会議に諮る。
- ・包括・CSW・自立相談支援機関・市内2課及び当該事例関係支援者が参加
- ・年12回(月に1回)開催

支援会議

- ・潜在的な相談者の(本人同意がない人)の潜在的な課題について、支援を届けることを目的に情報共有。
- ・包括・CSW・自立相談支援機関・市内2課及び当該事例関係支援者などが参加
- ・必要時随時開催。

④多機関協働事業

共生の地域づくり庁内連携推進会議

目的：市庁内の連携の推進により、市民の相談に横断的に対応できる体制をつくる。

	経過
H30	5月：課長級管理職対象：趣旨説明 6月：第1回（相談支援事業について） 以後：毎月1回開催（年8回）
R1	2か月に1回開催（年6回） ・生活困窮（事例検討+グループワーク） ・就労支援（支援団体発表+グループワーク）など
R2	2か月に1回開催（年5回） ・金銭管理（事例検討+グループワーク） ・家計改善支援（事例検討+グループワーク）など
R3	2か月に1回開催（年3回：前期に集中） ※後期は重層的支援会議の立ち上げに集中 ・庁内で困っている事例を抽出し検討する。 ・事例検討（複合的・複雑化した事例）
R4	2か月に1回開催（年6回） ・庁内他課で抱えている事例について検討を行い、 事例の課題抽出、地域課題の抽出を行う。

・2か月に1回庁内15課（介護、障がい、子ども・子育て、困窮・教育・人権などを含む）及び包括的相談支援事業者にて、事例検討を行い、事例の課題抽出、地域課題の抽出を行う。

支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランを作成する必要がある事例については、重層的支援会議（支援会議）で検討する。（月1回開催）

⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業【阪南市委託事業】発行：阪南市・（社）阪南市社会福祉協議会

困った！ 気になる！

今後の生活が不安…

近所の〇〇さん、最近しんどそうねえ…

子育てが不安だわ…

生活するお金がないよ…

どこに相談したらいいんだろう…

くらしの中の**困ったこと**や**気になること**をまずは**CSW**にご相談ください

CSW

コミュニティソーシャルワーカー

阪南市では、地域の身近な相談員として

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置しています。

高齢者、障がい者、ひとり親、子育て家庭などの悩みごとや困りごとにご相談ください。

関係機関、専門機関と連携しながら、一緒に解決に向けて取り組みます。

お気軽に
ご相談ください

相談無料 **秘密厳守** **なんでもOK**

ひきこもり

物が散らかっている

虐待

心の病で動けない

お金がなく
生活できない

子育てが不安

アルコール依存

福祉サービスを知りたい

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

- ・市内2か所の地域包括支援センターにCSWが2名ずつ配置し、4つの日常生活圏域を各々1名ずつ担当する
- ・地域におけるくらしの困りごとや福祉に関するサービスや支援などを行う

- ①相談支援：援護を必要とする高齢者や障がいのある人、子育て中の親子などに対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎなど、要援護者の課題を解決するための支援を行う。
- ②ネットワーク：福祉サービスや支援が円滑に行われるよう、関係団体・機関と連携してつながりづくり（ネットワーク）を進める。
- ③地域づくり：地域の福祉力を高めたり、セーフティネットの体制づくりをはじめ、地域福祉の計画的な推進を図るために関係団体・機関などに働きかける。